

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	4-6
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	根拠条項	68	
不利益処分	指定自立支援医療機関 (更生医療) の指定の取消し			
(根拠規定)				
○障害者総合支援法第 68 条				
都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定自立支援医療機関に係る第 54 条第 2 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。				
一 指定自立支援医療機関が、第 59 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。				
二 指定自立支援医療機関が、第 59 条第 3 項の規定により準用する第 36 条第 3 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 12 号又は第 13 号のいずれかに該当するに至ったとき。				
三 指定自立支援医療機関が、第 61 条又は第 62 条の規定に違反したとき。				
四 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。				
五 指定自立支援医療機関が、第 66 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。				
六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第 66 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。				
2 第 50 条第 1 項第 8 号から第 12 号まで及び第 2 項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。				
(処分基準)				
○愛媛県指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定要領				
(平成 18 年 4 月 1 日付け 18 障第 129 号愛媛県保健福祉部長通知)				
2 変更の届出				
(1) 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第 61 条に定める事項に変更を生じた場合に行う法第 64 条の規定に基づく変更の届出 (以下「変更届出」という。) は、施行細則様式第 15 号によるものとし、前記(1)と同様の書類を添付して、知事に提出するものとする。但し、直近の指定の申請 (変更申請及び変更届出を含む) 時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。				
(2) 知事は、変更届出のあった事項について、所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には、適宜、質問や指導を行う。				
(3) 変更が生じた事項のうち指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更があった場合で、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を確認した結果が不相当と認められるときには、他の医師、歯科医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第 68 条の規定に基づく指定の取消しを検討することとする。				
(その他)				